

**令和 8 年度(R7 補正)民間資金等活用事業調査費補助事業
油田公園活用可能性調査事業
業務委託仕様書**

1. 業務名

令和 8 年度(R7 補正)民間資金等活用事業調査費補助事業
油田公園活用可能性調査事業業務委託

2. 業務の目的

地域の農林業の活性化を図るため農地や森林を総合的に活用して都市と農村の交流拠点となる場をつくり、あわせて地場産業と郷土歴史の発展に資するため設置された油田公園は、町に寄贈され 20 年を超え、これまで地元自治会により大切に管理されてきたが、経年劣化による施設の損傷が進み、加えて人口減少、高齢化、担い手不足が加速する地元において、今後の維持管理が大きな課題になっている。町としても、どのようにするにしても多額の予算が必要と考えられ、その捻出も含め、難題としてあり続けた。

一方で、ほとんど周知をしていないにも関わらず、年間を通して同所を訪れる方は途切れることがなく、また全国で活躍される親族の方々にとっての拠り所であり、かつこれだけ時間が経過しても地元住民にとって大切な場所、地域のランドマークであり続けた。

地元集落を含めた同所が持つ可能性と、それを実現するための手法等を明らかにするため、民間資金活用事業導入可能性調査を実施したい。地域資源を活用した、持続可能なまちづくりに寄与する多機能拠点としての発展を目指すものである。

3. 業務期間

契約の日から令和 9 年 3 月 19 日まで

4. 予算額

7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

5. 業務の内容

本業務において、受託者は以下の内容からなる取組みを行うものとする。

(1)前提条件の整理

既往資料等をもとに、前提条件(施設の状況、利用状況、管理運営状況、周辺環境等)を整理する。

(2) 施設活用の方策の検討

全国の類似事例や前提条件を参考に、同所に適合する活用方策をとりまとめる。
本事業の事業範囲(業務内容)等を整理する。

(3) 調査対象とする事業手法等の検討

(2)の検討内容や、全国の類似事例を参考に、本業務で調査対象とする事業方式(例:スモールコンセッション)や事業スキームについて、複数の案を検討する。

また、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)など、民間事業者の創意工夫を引き出す方策についても検討する。

各種リスクの抽出及び適切な官民負担の検討を行う。

(4) 民間企業の意向調査

サウンディング調査等の実施により、民間企業(金融機関を含む。)の意向をとりまとめる。

実施にあたっては、国の PPP/PFI 普及に係る事業や、PPP/PFI 地域プラットフォームとの連携などによって、広く民間企業に周知を図る。

調査対象先については、業種のほか、地域性を考慮して、多気町と協議して決定する。

(5) 町の財政負担縮減効果の検討 (定量的評価)

調査対象とする事業方式について、現行のまま管理運営を行う場合との財政負担の比較分析を行う(例:VFM の算定、運営権対価の検討等)。

(6) 事業方式等のメリット・デメリットの整理 (定性的評価)

メリット、デメリットを可視化する。地域への影響についても考慮する。

(7) 総合評価

各調査結果を踏まえて、民間資金活用事業の導入可能性について総合評価を行い。今後のスケジュール等を検討する。

(8) 報告書作成

調査・検討結果について報告書(本編・概要版)を作成する。

6. 業務の実施体制

受託者は、多気町と緊密に連携を取りながら、業務を進めることとする。

7. 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、担当課との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。

打ち合わせ後は、打ち合わせ記録を作成し、担当課に提出すること。

また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。

(打合せの想定回数)

・月1～2回程度(原則、面談とするが、状況に応じてオンラインでの実施も可)

8. 成果品及び納入場所

成果品:業務報告書(本編・概要版)

※紙媒体 8 部、電子媒体1部

納入場所:多気町役場 商工観光課

9. その他

(ア) 本事業は内閣府の補助金を活用して実施する事業である。

(イ) 関連する法令等を踏まえ、適切に実施すること。

(ウ) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(エ) 業務の目的を達成するために、担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者は協議の上で、この指示に従うものとする。

(オ) 受託者は、業務より知りえた情報について、外部に漏らしてはならない。

(カ) 業務の目的を達成するために、その他、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じた際には、多気町と受託者とで協議を行うものとする。